〃	第二十六回	二億九千五十二万円	二億九千二十六万五千四百二十円		
〃	第二十七回	三億六千五百七十九万円	三億六千五百二十七万九千九百八十九円		
〃	第二十八回	三億千二百十二万円	三億千百八十四万六千五百十四円		
〃	第二十九回	二億七千九万円	二億六千九百七十一万三千四百四十六円		
〃	第三十回	三億六千二百三十九万円	三億六千二百七万二千四百六十五円		
〃	第三十一回	四億七千三百五十万円	四億七千二百八十三万九千七百七十三円		
〃	第三十二回	二億千二百二十九万円	二億千二百十万三千九百七十一円		
〃	第三十三回	一億千九百五十四万円	一億千九百三十七万三千三百四十六円		
〃	第三十四回	一億七千二百六十八万円	一億七千二百五十二万八千六百八十三円		
〃	第三十五回	三十億五千八百七十四万円	三十億四千三百一万九千百五十九円		
〃	第三十六回	二十三億円	二十二億八千九百二十七万八千五百六十二円		
〃	第三十七回	五十七億五千百二十八万円	五十七億二千百八十三万三千七百七十四円		
〃	第三十八回	二十一億六千九百四十一万円	二十一億五千九百三十三万五千三百二十六円		
〃	第三十九回	四千二百五十万円	四千二百三十二万九千六百十六円		
〃	第四十回	九千五百万円	九千四百七十五万四千三百七十二円		
〃	第四十一回	千八百万円	千七百九十六万七千三百二十二円		
〃	第四十二回	千五十万円	千四十九万四千七百六十五円		
〃	第八百一回	二億千六百七十五万円	二億千六百六十六万三千九百五十一円		
〃	第八百二回	百十万円	百九万九千五百七十三円		
合	計	千三百九十一億七千九百八十九万円	千三百八十九億四千三百九十五万八千七百六十九円		

○厚生労働省告示第二百十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関である財団法人医療機器センターについて、その名称を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録番号	変更前の名称	変更後の名称	変更の日
AL	財団法人医療機器センター	公益財団法人医療機器センター	平成二十五年四月一日

○厚生労働省告示第二百十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関である一般財団法人日本品質保証機構について、その住所を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録番号	名称	変更前の住所	変更後の住所	変更の日
AH	一般財団法人日本品質保証機構	東京都千代田区丸の内二丁目五番二号	東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地	平成二十五年四月十五日

○厚生労働省告示第二百十九号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十五年七月一日から同年九月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率